

千葉県自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項に定める配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現に児童を扶養している者（以下「母子家庭の母等」という。）の主体的な能力開発の取組みを支援するため、教育訓練講座を受講する母子家庭の母等に対し、自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を支給し、もって、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 訓練給付金の支給対象者は、本市に住所を有する母子家庭の母等であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
- (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練講座を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること。
- (3) 原則として過去に訓練給付金を受給していないこと。

(対象講座)

第3条 訓練給付金の支給対象講座は、次の講座とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座
- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による特定一般教育に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

(支給額等)

第4条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（第3条第1号及び第2号の講座を受講する者）
当該受給資格者が対象講座の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは20万円とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）
- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（第3条第3号の講座を受講する者）
当該受給資格者が対象講座の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額

に100分の60を乗じて得た額(その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額(この場合160万円を超えるときは、160万円)とし、その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

(3) 受講開始日現在において第4条第1号及び第2号以外の受給資格者

前各号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金(以下「教育訓練給付金」という。)の額を差し引いた額(その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

(事前相談の実施)

第5条 訓練給付金の支給に際しては、保健福祉センターにおいて、受講を希望する母子家庭の母等に対し事前相談を実施する。

2 事前相談においては、当該母子家庭の母等の希望職種、職業生活の展望等を聴取し、職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練講座を受講することにより、自立が効率的に図られると認められるかどうか確認するものとする。

(対象講座の指定申請)

第6条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について、自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書(様式第1号。以下「対象講座指定申請書」という。)を受講開始日以前に市長に提出し、あらかじめ対象講座の指定を受けなければならない。

2 対象講座指定申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、これを省略することができる。

(1) 当該申請者及びその児童の戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書又は戸籍の謄本、戸籍の抄本

(2) 世帯全員の住民票の写し

(3) 当該申請者に係る児童扶養手当証書の写し(当該申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額等についての市町村長の証明書

(4) 当該申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。)であるときは、当該申請者の子の戸籍謄本及び当該申請者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(対象講座の指定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、支給要件の審査を行い、速やかに指定の可否を検討し、指定する場合は、自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書(様式第2号)により、また指定しない場合は、自立支援教育訓練給付金対象講座不指定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(訓練給付金の支給申請)

第8条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象講座の受講を修了した後に、市長に対して、自立支援教育訓練給付金支給申請書(様式第4号。以下「支給申請書」という。)を提出しなければならない。

- 2 支給申請書の提出は、受講終了日から起算して30日以内に行わなければならない。
なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。
ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。
- 3 支給申請書の提出に際しては、次に掲げる書類等を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、これを省略することができる。
- (1) 当該申請者及びその児童の戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書又は戸籍の謄本、戸籍の抄本
 - (2) 世帯全員の住民票の写し
 - (3) 当該申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額等についての市町村長の証明書
 - (4) 当該申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該申請者の子の戸籍謄本及び当該申請者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類
 - (5) 自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書
 - (6) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書の写し
 - (7) 教育訓練施設の長が、当該申請者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書の写し
 - (8) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
（訓練給付金支給の決定）

第9条 市長は、前条の申請があった場合は、支給要件の審査を行い、支給の決定をする場合は、自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（様式第5号）により、また支給の決定をしない場合は、自立支援教育訓練給付金不支給決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項により支給決定を受けた当該申請者は、自立支援教育訓練給付金請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。
（訓練給付金の返還）

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により訓練給付金の支給を受けた者があるときは、支給額に相当する金額の全部を返還させることができる。
（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、施行日以後に指定講座の受講を開始した支給対象者について適用し、施行日以前に指定講座の受講を開始した支給対象者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

この要綱は、平成29年 7月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年 4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年 5月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 改正後第4条の規定は、平成31年4月1日以降に修了した教育訓練に係る訓練給付金について適用し、平成31年4月1日より前に修了した教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年2月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者(平成29年所得から令和元年所得において地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生

死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該申請者の子の戸籍謄本及び当該申請者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

（施行期日）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 改正後第4条の規定は、令和4年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金についてはなお従前の例によることとし、（2）の40万円を20万円に、160万円を80万円に読み替えて支給するものとする。
- 4 令和3年7月以前分の訓練給付金に係る受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第1号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。